

第 1641 回 (5 月 16 日)

りんごの需要動向と輸入解禁の影響

梶 川 千賀子

生鮮りんごの輸入は 1971 年にすでに自由化されているが、植物防疫法によって、コドリング、火傷病等の病中害発生国からの輸入が禁止されており、防疫法上問題のない韓国・北朝鮮から不定期に輸入されたことはあるが、実質的な輸入は行われてこなかった。しかし、1993 年 6 月にニュージーランド産りんごの輸入が防除体制に問題がないとして解禁され、1994 年 5 月から本格的な輸入が始まった。また、アメリカ産りんごについても、1994 年 8 月に輸入が解禁され、1995 年 1 月には店頭に登場した。

りんごは外観や食味が品種によって異なり、果実の中でも品種の相違を識別しやすい。こうした特性を反映して、産地では栽培品種の多様化・高品質化が進んだ。りんごの輸入解禁は、市場におけるりんごの品種構成がより多様化することを意味する。したがって、りんごの輸入解禁が国内需要に及ぼす影響を分析するに際しては、輸入品種と競合する国内産りんごの品種間代替関係を把握することが前提となろう。

本報告では、わが国のりんご需要の動向を品種別にとらえて、多様化する品種間の代替関係を需要体系分析から把握する。さらに、品種別需要の価格弾性値を考慮した簡単な国内需給モデルを用いて、りんご輸入解禁の影響を分析する。

分析の概要は、以下のとおりである。りんごの品種間代替関係の計測から、りんごでは品種に対する識別性が高く、系統的類似性の高い品種でなければ代替関係が希薄であることが示された。このことから、輸入による供給量の増加があった場合、他品種との代替関係が小さく、市場の取扱数量が減少しているデリシャス系品種ではほとんど影響がみられ

ないこと、それに対して、供給時期が 4 月以降と限定された時期にふじを中心に国産りんごと同品質のりんごが輸入され供給量が増加すると、需要量は増加するものの市場価格が低下し、軽微ではあるが国内産地に影響が及ぶことが明らかとなった。しかしこれらの推計結果は、輸入品が国内品と同品質であることを前提としている。品質格差が大きい現段階では、国内産りんご需要への影響はほとんどみられないといえよう。

果実の場合、嗜好品としての位置づけが大きく、食味や外観などの品質が重視される。生鮮果実輸入は、これまで日本で栽培されていない希少性の高い品目を中心であった。国内生産で需要を満たしてきたりんごの場合、輸入りんごが国産品と同品質で、さらに低価格でなければ需要がそれほど伸びるとは考えにくい。検疫処置に伴う殺菌剤の残留問題やワックスがけなど、輸入りんごに対する安全性も問題視されていることから、安全性を含めた品質がどれほど維持できるかが、国産品の優位性を規定することになろう。